

「(仮称) 第5次多古町総合計画」及び「(仮称) 第2期多古町総合戦略」策定方針(案)

1. 策定の趣旨

- 多古町では、“人・文化・自然 みんなでつくる 潤いのまち多古”を将来像とする「多古町総合計画」(基本構想：2011～2020年度、前期基本計画：2011～2015年度、後期基本計画：2016～2020年度)を策定し、将来像の実現に向けた取り組みを進めているところである。
- また、全国的な人口減少が深刻化する中、2015年度には、2060年までを長期的に展望する「多古町人口ビジョン」を策定するとともに、「多古町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(計画期間：2015～2019年度)(以下、「多古町総合戦略」という。)を策定し、人口減少対策に取り組んでいる。
- こうした中、2019年度末には「多古町総合戦略」が、また、2020年度末には「多古町総合計画」がいずれも計画期間満了を迎えることから、新たに2020年度を計画初年度とする「(仮称)第2期多古町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「第2期総合戦略」という。)及び2021年度を計画初年度とする「(仮称)第5次多古町総合計画」(以下、「第5次総合計画」という。)を策定するものである。

[総合計画とは]

- 「総合計画」は、まちづくりの長期的なビジョン(将来像)や方向性を示すものであり、多古町の最上位計画として位置づけられる。
- 「総合計画」は、一般的に「基本構想」と「基本計画」により構成され、「基本構想」では長期的(10年程度)視点からまちづくりのビジョン(将来像)や方向性を示し、「基本計画」では中期的(5年程度)視点からビジョン(将来像)の実現に向けたまちづくり分野別の目標や施策を示す計画として策定されることが多い。
- 「基本構想」は、まちづくりの基本方針として、かつては地方自治法によってその策定が義務づけられていたが、地方分権の流れの中で、今日ではこうした策定義務は撤廃されているものの、各自治体がまちづくりを進めていく上での重要な指針となる計画として、その重要性は以前にも増して高まっている。
- しかしながら、まちづくり分野別の様々な個別計画がそれぞれの法制度等に基づき策定されて事業化されている中、新しい「総合計画」のあり方が問われている。

[総合戦略とは]

- 「総合戦略」は、全国的な人口減少を克服するため、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国・都道府県・市区町村がそれぞれ策定する計画である。
- 「総合戦略」では、それぞれの地域の人口動向等を踏まえた政策目標・施策を定めるとともに、客観的な評価検証ができるようKPI(重要業績評価指標)の設定が求められている。
- 国では、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」が2019年6月に閣議決定され、今後はこれを踏まえた「第2期総合戦略」の策定に向けた検討が予定されているところである。

2. 策定の基本的な考え方

(1) 「第5次総合計画」策定の基本的な考え方

- 「第5次総合計画」については、現行の「多古町総合計画」が2020年度末をもって計画期間満了となることを踏まえ、2020年度中の策定を行う。

① まちづくりの最上位計画として機能する計画づくり

- 計画の基本的な構造については、これまでの「基本構想」と「基本計画」による構造を踏襲するものとするが、それぞれの計画掲載事項等については、多古町におけるまちづくりの最上位計画としての役割・機能の視点から、従来の既成概念にとらわれない検討・見直しを行う。
- 特に、「基本計画」については、様々なまちづくり分野においてそれぞれの法制度等に基づく個別計画が策定されている現状の中で、従来のような施策・取り組みを中心とする「基本計画」から、それぞれのまちづくり分野におけるビジョンや目標を中心とする「基本計画」への転換を行う。

② 計画マネジメントの視点からの計画づくり

- 「総合戦略」がそうであるように、これからの「総合計画」においては、その進捗管理・マネジメントがますます重要となることを踏まえ、客観的な評価が可能となるよう、「基本構想」及び「基本計画」において、明確な目標指標の設定を行う。
- 「第5次総合計画」は、多古町の目指す将来像や様々なまちづくり分野における達成目標を明確に示す計画として、これらの目標実現に向けた具体的な取り組み・施策を定める個別計画との差別化を実現する。

③ 住民の参画と協働による計画づくり

- 計画策定プロセスにおいて、これまでのまちづくりへの住民評価やこれからのまちづくりへの住民意向を把握し、こうした貴重な情報を的確に反映させる計画づくりを行う。
- 計画づくりはまちづくりの第一歩であるとの認識に立ち、住民アンケート等を含め、計画策定プロセスにおける多様な住民参画の機会を設けるとともに、町職員も一丸となった協働による計画づくり・まちづくりを目指す。

④ わかりやすく親しみやすい計画づくり

- 上記(①～③)の計画づくりを通じて、多古町の目指すまちづくりをわかりやすく、親しみやすい、シンプルな計画づくりを行う。
- 「第5次総合計画」は、計画書としての“厚さ(ボリューム)”ではなく、まちづくりへの“熱さ(情熱)”をもった計画づくりを目指す。

(2) 「第2期総合戦略」策定の基本的な考え方

- 「第2期総合戦略」については、現行の「多古町総合戦略」が2019年度末をもって計画期間満了となることを踏まえ、2019年度中の策定を行う。
- 「第5次多古町総合計画」において「第2期総合戦略」は重点分野として位置づける。

① 「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」を踏まえた戦略づくり

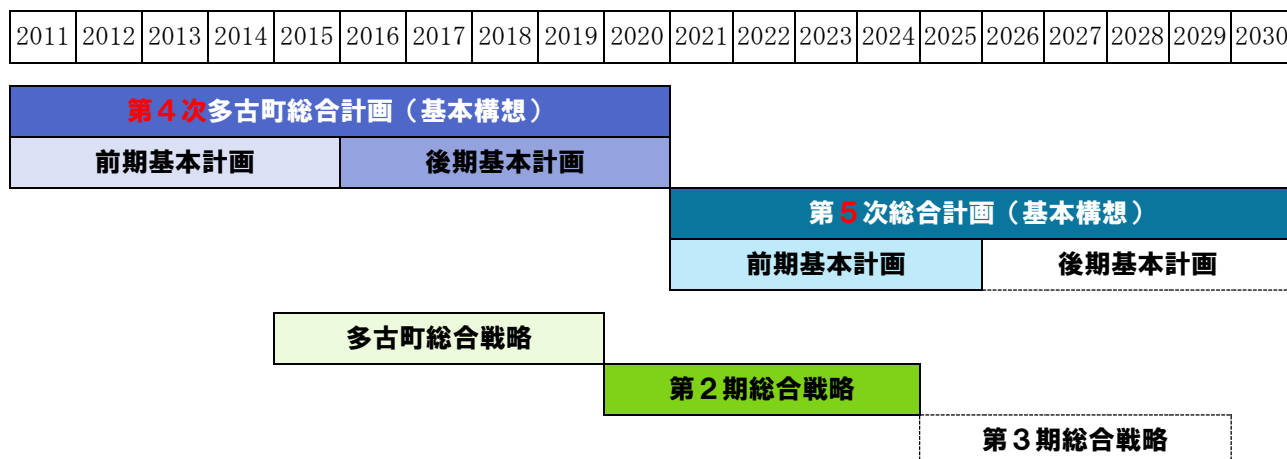
- 人口減少の克服に向け、“人口減少の抑制”と“人口減少への適応”という2つの視点からの取り組みを基本に、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に示された“SDGs”“関係人口”等のキーワード、考え方に留意した戦略づくりを行う。
- 「多古町人口ビジョン」に示された将来展望について、その後の実績データ等を踏まえた検証を行い、必要に応じて、「多古町人口ビジョン」の改定を行う。

② 戦略効果の円滑な点検・検証が可能な戦略づくり

- 「多古町総合戦略」では、業績評価を行う指標として多くのKPIが設定されるとともに、これらKPIの上位指標として4つの基本目標それぞれにも数値目標が設定されており、このような目標指標の階層的設定は、計画の進捗・達成度評価を行う上で重要な仕組みであることから、第2期総合戦略においても階層的数値目標設定のしくみを踏襲する。
- 一方で、「多古町総合戦略」の最大の目標であるはずの計画最終年度における目標人口が明示されていないことから、「第2期総合戦略」においては、目標人口を最上位の指標として設定し、これを含めて、3階層による目標指標体系を構築する。
- 「多古町総合戦略」では、KPI等の数値目標は計画最終年度の値が示されているだけであるが、毎年度の点検・評価を円滑に実施する観点から、「第2期総合戦略」ではKPI等の指標について可能な限り毎年度の目標値として示すことを検討する。

3. 計画の期間

- 「第5次総合計画」の計画期間は、「基本構想」が10年間（2021～2030年度）、「前期基本計画」が5年間（2021～2025年度）とする。
- 「第2期総合戦略」の計画期間は、国における同計画の計画期間に合わせ、5年間（2020～2024年度）とする。



4. 策定体制

(1) 住民参画

- 町民アンケート調査の実施
- 町民ワークショップの実施
- 町内の企業・関係団体等へのヒアリングの実施
- パブリックコメントの実施

(2) 審議会等

[総合計画関係]

- 多古町総合振興審議会

[総合戦略関係]

- 多古町総合戦略推進会議

(3) 庁内体制

[総合計画関係]

- 多古町総合計画策定委員会議及び部会

[総合戦略関係]

- 多古町総合戦略策定委員会議及び政策研究会

5. 策定スケジュール（審議会等は除く）

[2019 年度]

- 現行計画（「多古町総合計画」及び「多古町総合戦略」）の進捗状況等の評価・検証
- 町民アンケートの実施
- 町民ワークショップの実施（3回程度）
- 町内の企業・関係団体等へのヒアリングの実施
- 「第5次総合計画（基本構想）」（案）の作成
- 「第2期総合戦略」（案）のパブリックコメント実施
- 「第2期総合戦略」策定

[2020 年度]

- 町民ワークショップの実施（3回程度）
- 「第5次総合計画（基本構想・前期基本計画）」（案）のパブリックコメント実施
- 「第5次総合計画」策定